

契 約 書

収入印
紙

納入（修理）につきかほく市（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

第1条 契約物品及び規格数量

- 品名又は件名
- 規 格
- 数 量

第2条 契約金額 （うち消費税及び地方消費税）

ただし、消費税額及び地方消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

第3条 契約保証金

第4条 納入（修理）期限及び場所

受注者は、平成 年 月 日までに、かほく市 地内
へ納入（修理）するものとする。ただし、天災地変等発注者がやむ得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

第5条 納入（修理）の完了

前条による契約物品の納入（修理）は、発注者の指定した係員の検査に合格したときこれを完了するものとする。

第6条 支払請求書の提出場所

受注者は、発注者の検査終了後、適法な支払い請求を へ提出するものとする。

第7条 対価の支払期限

発注者は、前条による適法な支払い請求を受理した日から30日以内に本契約金額を受注者に支払うものとする。

第8条 違約金及び遅延利息

- 受注者が、正当な理由なく第4条の納入期限までに納入しないときは、契約金額に対し、期限の翌日から納入する日までの日数に応じて年5.0パーセントの割合で計算した違約金を発注者に支払うものとし、この違約金は発注者が受注者に支払う契約対価の支払いの際これを徴収するものとする。
- 発注者が正当な理由なく第7条による支払い期日を遅延したときは、支払い金額に対し、約定の支払い時期到来の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じて年2.9パーセントの割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。
- 違約金又は遅延利息の額が100円未満であるときは発注者と受注者共に支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

第9条 契約の解除

発注者は次に掲げる場合には、本契約を解除し、これに対し、受注者は異議の申立てをすることできないものとする。

- 受注者が本契約の条項に違反したとき。
- 受注者が発注者の承諾なくこの契約により得た権利又は義務を他人に委任又は譲渡したとき。

第10条 不正行為に係る契約解除

発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3又は第54号の規定による審決（独占禁止法第54条第3項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が独占禁止法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき。
- (3) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却または訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第11条 不正行為に係る賠償の予約

受注者は、この契約に関して前条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合
 - (2) 前条第4号に該当するときであつて、刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 発注者は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
 - 3 前2項の規定は、受注者が契約を履行した後においても適用する。

第12条 納入（修理）物品の保証

受注者は、契約物品の納入（修理）後6ヶ月間発注者の正常な管理のもとにおいて製品の不良、変質等によって生じたと認められる故障、又は発見された瑕疵については、発注者の請求に基づき直ちに自己の負担において修理又は取替の上、納品するものとする。

第13条 疑義の決定

本契約に関し疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ、定めるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者それぞれが記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者 住所 石川県かほく市宇野気ニ81番地
氏名 かほく市長 油野 和一郎

印

受注者 住所
氏名

印